

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

日野町内の中小企業者の皆様へ

事業所の省エネ設備導入を支援します！

日野町 省エネ設備導入促進補助金

エネルギー価格高騰の影響を受ける町内事業者の負担軽減と、温室効果ガス排出量の削減を目的として、省エネ設備の導入に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

- 町内に事業所を有する中小企業または個人事業主
- ※町税等に滞納がないこと
- ※暴力団等に該当しないこと
- ※町内の事業所において、通年で事業を行う者
- ※町内の事業所において事業活動を継続する意思を有する者
- ※その他要綱に定める要件を満たすこと
- ※「中小企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいいます。

補助対象経費

- 設備購入費 ●設備設置工事費

次に掲げる経費は対象外

- ・消費税および地方消費税
- ・既存設備の撤去費・処分費
- ・設計費、コンサルティング費
- ・自社内部の取引による経費 等

補助率・補助限度額

補助対象経費の1/2以内（上限25万円）

申請受付期間

令和8年7月1日 ～ 令和8年10月30日

※予算額に達した場合は受付を終了する場合があります。
※実績報告書提出期限：12月4日（金）まで

注意事項

※交付決定前に契約・発注・工事に着手した場合は補助対象となりません。
※導入する設備は事業用として使用してください。 ※補助対象設備は町内事業所に設置するものに限りです。

対象設備

次の事業用省エネ設備の新規導入または更新

- 高効率空調設備 ●LED照明設備
- 高効率給湯・熱源設備 ●高効率冷凍冷蔵設備 等

※トップランナー制度、省エネ基準達成率100%以上の設備（緑色の省エネラベル）または国の省エネ補助事業対象設備等に限る
※中古設備、リース設備等は対象外

★最新年度の省エネ基準達成率 100%以上



トップランナー制度・省エネ基準

国の省エネ補助事業対象設備

申請から交付までの流れ

- ①交付申請
- ②審査・交付決定
- ③設備の契約・発注・工事
- ④完了・実績報告
- ⑤補助金交付

申請・問合せ先

日野町役場企画政策課 ☎ 0859-72-0332
申請書等は日野町ホームページからダウンロードできます

